

## 高等海難審判庁の海難原因裁決の取消を求める訴の 適否

川上, 宏二郎

<https://doi.org/10.15017/1466>

---

出版情報 : 法政研究. 30 (2), pp.99-114, 1963-09-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 高等海難審判庁の海難原因裁決の取消を

## 求める訴の適否

川 上 宏 二 郎

昭和三六年三月一五日最高裁判所大法廷判決（昭和二八年（オ）第一一〇号裁決取消請求事件）最高裁民集一五卷三号四六七頁——破棄自判

〔判決要旨〕 高等海難審判庁の海難原因を明らかにする裁決の主文で、海難について過失があるとされた者も、

裁決の取消を求める訴を提起することはできない。

（補足意見および少数意見がある）。

〔参照〕 海難審判法第四条、第五三条。

〔事実〕 被上告（造船株式）会社は、第六関丸の定期検査の請負者であり、その操舵装置に関する修理施行者であったところ、右修理後、同会社によって施行せられていた試運転航行中の同船は、検疫船M丸と衝突した。その結果、M丸は沈没し、その船長は行方不明となり、船員二名が死亡した。門司地方海難審判庁は、G（第六関丸船長）・S・Aを受審人とし、H（被上告会社船渠係員）を指定海難関係人として、海難の原因究明に当たり、その結果、「本件衝突は、Hの

業務上の過失と、Gの運航に関する職務上の過失とによって発生したものであるが、M丸船長(死)の運航に関する職務上の過失もまたその一因である。Gを戒告する。「旨の裁決主文を言渡した。Gより、第二審の請求を受けた高等海難審判庁は、裁決主文で、「本件の衝突は、(被上告)会社の業務上の過失によって発生したものである。」旨を、裁決理由で、「G・Aの所為には何等過失と認むべきものはない。Sを懲戒しない。Hに対し勧告をしない。」旨を、言渡した。第一審裁決では全然問題にされず、第二審裁決で突如業務上の過失ありとされた被上告会社は、(一) 原裁決により、民事上の損害賠償事件・商取引上の信用問題・刑事事件等において、「いろいろな法律上の不利益を受けるものだから、原裁決の取消を求めるについての利益を有し、従って当事者適格を有する」、(二) 原裁決は、不告不理の原則に違反している、として、東京高等裁判所に、行政訴訟を提起した。東京高等裁判所は、右(一)の点につき、裁決の主文で過失が明らかにされることは、民事事件・刑事事件で不利益を受けることを意味し、しかしてその不利益は、法律上のものである、右(二)の点につき、「一方、理事官からなんの審判を求められていない原告(註・被上告会社)に対し、他方なら答弁又は弁解の機会すら与えることなく、主文で原告の業務上の過失に基く旨を明記した原裁決は、実質的にみれば、不告不理の原則に反すると共に、原告の権利を不法に侵害した違法がある」、として、原裁決を取消した。

〔上告理由〕 第一点 高等海難審判庁の裁決には、いわゆる抗告訴訟の対象となる行政処分に関するものとは属さないものがある。海難原因解明裁決である本件裁決が、行政処分的性格を有しないことは明らかで、従って、本件裁決は、法五三条による裁決に対する訴の対象になり得ない。このことは、法四六条・法五三条四項等からも裏付けることができる。

第二点 行政処分的性格を有しない本件裁決は、判決と類似の効力をもつものでなく、これに判決の主文について生ずる既判力類似の観念を導入することはできない。また、海難審判庁の行なう裁決の目的を正しく把握すれば、本

件における不利益は、いかにしても事実上のものであって、重大か軽少かの程度の問題を、法律上か事実上かの性質の問題に転化することはできない。

第三点 (1) 海難審判庁が、海難原因を取調べて一定の結論を出したときは、たとえ第三者に関するときでも、主文でそれを明らかにしなければならないのであり、それを回避することは許されない。(2) 一定の目的のために行なわれる行政処分にあつては、個別的な法律の規定があつてはじめて、事件の当事者として答弁の機会が与えられるのであつて、争訟の条理や憲法の要請からではない。いわんや、行政処分的性格を有しない本件裁決においては、弁明の機会を保障しなくても、権利侵害にはならない。

〔判決理由〕 一 上告理由第一点第二点について。

「本件は海難審判法五三条によつて出訴されたものである。」が、同条は、「高等海難審判庁の如何なる裁決に対して訴を提起することができるかについては、何等の規定をも設けていない。」。従つて、この問題については、「行政訴訟の一般原則に従つて解決されなければならない。」。

ところで、行政事件訴訟特例法にいういわゆる「行政庁の処分」とは、「国民の権利義務に直接に関係する効力を有する」行為をいうのであつて、「行政庁の行為であつても、性質上かような効力をもたない行為は、右特例法にいわゆる行政庁の処分にあたらないと解すべきである。」。

法四条によれば、海難審判庁の裁決には、「海技従事者または水先人を懲戒する裁決、海難に関係ある者に勧告する裁決、海難の原因を明らかにする裁決」があり、本件裁決は、このうち、「海難の原因を明らかにする裁決」である。

ところで、このような性質を有する本件裁決は、「被上告人に何等かの義務を課しもしくはその権利行使を妨げるものでないことは、法律の規定及び裁決自体によつて明らかであり、被上告人の過失を確定する効力もない」ことは

疑いないところである。そうだとすれば、「本件裁決は被上告人の権利義務に直接関係のない裁決であって、これを行政処分と解することはできず、被上告人から出訴することは許されないものとしなければならない」。過失を確定する効力を持たないのは、「本件裁決が他の訴訟において重要な意味を持つといっても、一の証拠資料になるというだけのことである」からであり、「反証をあげて裁決の内容を争うことは少しも支障はなく、また裁判所も裁決と違った事実認定をすることを少しも妨げられないのである」。

「もとより、海難審判庁：の裁決に対して何等かの確定力または裁判所に対する拘束力を与え、同時に受審人、理事官以外の者に二審請求をゆるすことも、あるいは望ましいともいえるかも知れないが、それは立法政策の問題であって、現行法の解釈としては、原判決のような解釈をとることはできない」。

また、本件裁決が、特例法にいう行政庁の処分にあたらぬ他の理由としては、「一般に行政処分は、処分が法律上当然に無効でない以上、行政庁の職権によりまたは争訟手続により取り消されない限り、かりに違法であっても有効とされ、他の訴訟においてもその違法を主張できなくなる効力を持つ。しかるに海難原因を明らかにする裁決は、裁決によって確定されるべき権利関係はなく、裁決に対し訴訟を提起しなくても、他の訴訟で裁決内容を争えなくなるものではないから」、ということである。

## 二 上告理由第三点について

本件裁決は不告不理の原則に反する、とする「原判示は首肯することができる点もあり、上告人（註・高等海難審判所）が本件裁決をするに際し、審理手続にも加わらず弁明の機会も与えられなかった被上告人の過失を裁決主文で認めたことは妥当でないともいうことができる。しかし、…本件裁決を行政処分と解してその取消を求める訴がゆるされない以上、このことによって本件裁決を違法として取り消すべき理由にはならないのである」。

裁判官小谷勝重の補足意見

多数意見の理由に、さらに、「被上告人は、本件原告たるの適格を有しない」、という理由を附加する。それは、海難審判法五三条、四六条一項の解釈上、さらには、「法律上の権利関係の確定を目的とせず（審判手続の当事者でない者に）何の法的拘束力をも与えていない海難裁決」の理論上、そうなのである。なお、本件裁決の主文（法四）がその理由（法四二条。なお、法四三条の理由をも引用し）の部分に表示されたとしても、その効力に変わりはない。

裁判官垂水克己の補足意見

本案裁決（法四）こそは、わが海難審判制度の眼目であり本領である。その本案裁決の主文は、権利義務関係の確認ではなく事実そのものの確認である。「従って、過失者であるというような、不利益な認定を受けた者でも裁決によって権利の存在、義務の不存在を認められた如き法律上の不利益を受けることはない。」。以上の理由により、本案裁決（事実確認の裁決）は、行政処分ではなく、権利争議としての行政訴訟の対象たり得ない。本件裁決は、まさにかようなものである。

そして、このように、本案裁決の主文が事実認定に過ぎないことが、訴訟の構造、遣り方に反映して、「実に、海難審判手続は受審人がなくても、その立会がなくても進めることが許されるのである。」。

最後に、本件「過失確認裁決の如き事実上本人を不利な立場に立たせるに過ぎない処分の如きは憲法三一条の意味する『刑罰に準ずる』処分に当らない。権利争議の対象とならない程度 of 海難事実裁決の如きは前述の適正合理的手続法によらないでこれをして憲法違反にはならない。」

裁判官下飯坂潤夫の補足意見

まず、本件海難事件の構造の中にはいっているのは、受審人ら及び指定海難関係人であって、被上告会社ではな

い。従って、理由との対照からみると、主文において実質上判断されているのは、これらの者に対する不懲戒、不勧告の判断であって、被上告会社に対する主文の判断は、「あらずもがなの無用の文字を連ねたものと解する。」そうだとするなら、被上告会社は、本件訴においては、不服申立をなす対象を自ら欠いているのであって、本訴は、到底不適法のものであることを免れない。

裁判官藤田八郎の少数意見

まず、勧告裁決は、勧告を受けた者に対し、法律上の義務を課するものであるから、裁決自体が、抗告訴訟の対象たり得る行政処分であることは、疑いない。

次に、本件裁決は、その形式は原因解明裁決であるが、その実質は勧告裁決であって、被上告会社は、勧告を受けた者の立場と同視すべき地位関係にあるものである。それは、被上告会社に、直接、法律上の義務を課するものではないが、その者の「過失責任の存在を宣示した裁決」である。

さらに、被上告会社は、法三二条所定の「海難関係人」に該当するものであることは明白で、右に述べたところにより、勧告裁決に準じて考えれば、かかる者を必ず指定海難関係人に指定して手続に関与せしめなければならぬ。

しかるに、本件裁決は、かかる地位にある被上告会社に対し、審判の手続に関与せしめないで、被上告会社の過失を認定したのであるから、この点において違法あるものであって、被上告人は、法五三条に基づいて、この取消を訴求する権利があるものと解する。

裁判官河村大助の少数意見

本件裁決は、「具体的権利義務を確定したものである」とではないが、「被上告人に法律上の責任原因（過失責任）あることを宣言したものである」とあり、「被上告人の権利義務乃至法律上の地位に影響を及ぼすもの」すなわち「被上告人の営

業上の信用に重大な影響を与え、かつ他の裁判において不利益な判断を受ける資料となるもの」であるから、「特定  
の法律関係を確認する行政庁の処分」として、抗告訴訟の対象となり得るものと解すべきである。

また、被上告人は、裁決を受けた当事者ではないけれども、右に述べた如く、「正に法律上の不利益を受けたもの  
というべく、…かかる不利益な裁決を排除する利益は法律上保護するに値する利益というを妨げない(から)該裁決  
の取消を求める訴は海難審判法第五三条の抗告訴訟として許さるべきものであると解するを相当とする。」。

最後に、「本件裁決のように、特定の第三者の過失責任を認定しようとする場合は、…第三者を海難関係人に指定  
し(規則三  
二条) 審判手続に参加せしめることを要し、かかる手続を経ずして、第三者の業務上の過失を認定することは許  
されない」。審判につき利害関係を有する者をかような厳格な手続に参加させることは、国民の権利義務を強く保障  
する新憲法下においては、当然のことだからである。

〔研究〕 本件判旨に反対である。

一 本件裁決は、被上告会社の権利義務ないしは法律上の地位に影響を及ぼす、いわゆる「行政庁の処分(行政処  
分)」であって、抗告訴訟の対象となり得るものである、と解する。

(1) 多数意見は、本件裁決が、「海難の原因を明らかにする裁決」であって、「被上告人の権利義務に直接関係のな  
い裁決」である、とされる。この見解を既にとられていた成田教授も、「本件裁決は、…単に海難の原因たる事実を明  
らかにしたいわば事実確認の裁決にしか過ぎず、それ以上に、被上告会社になんらの法律上の効果も及ぼすものでは  
ない。そうである以上、かかる裁決を判決で取消することは全くナンセンスに近い。いいかえれば、本件のような事件  
は、国家の法律制度としての裁判を通じて判決を下してみても、それは当事者間の法律上の紛争を解決し、権利義務  
の関係を確定する救済としての意義を全く有しないのである。」と述べられる。(成田頼明・海難審判庁の海難原因究明は取  
消訴訟の対象となるか・法律のひろば一四)

卷五号(一九六一)一九頁。なお、本件東京高裁判決につき、既に同教授の同意見が、自治研究三〇卷一(一九五四)七一頁に発表されている。また、いわゆる洞爺丸遭難事件の東京高裁判決の評釈につき、谷川久・判例評論三七号(一九六一)六頁以下も、同旨である。ただ、谷川教授は、まず、「権利保護の利益」の欠缺から立論する方が簡潔である旨を述べられる。

確かに、少数意見も、本件裁決が、被上告会社の「具体的権利義務を確定したもの」でないこと、あるいは、被上告会社が、これにより、「直接法律、上の義務を課せられるもの」でないこと、は認めている(四九三頁)。しかしながら、行政訴訟の途を広く開いた新憲法下において、いわゆる抗告訴訟の対象となり得る行政処分<sup>(四九三頁)</sup>の意義を、これだけに狭く解する根拠はどこにもない。むしろ、行政権と司法権とのバランスが保たれる限り、広く、国民の出訴を認めることの方が妥当なのは、いうまでもない。このような観点からみると、以上の見解については、次の二点について疑問がある。第一点は、本件裁決は、果たして、単なる、事実確認の裁決に過ぎないものであるか、第二点は、果たして、被上告会社の権利義務になんら影響のないものであるか、である。

まず、第一点についてみると、本件裁決を、単なる、事実確認の裁決にすぎないもの、と性格づけるのは、正確でない。少数意見も述べているように、本件裁決は、「単なる海難の原因を解明した、例えば、『予知し難い気象の急変によって海難が発生した』とするごときもの」(四八八頁)、とは違って、まさに、海難が、「人」の「過失」に因って発生したものであること(法三条<sup>一</sup>号)を明らかにしたものである。「人」の点はしばらくおくとして、「過失」は、法律上の概念であって、ある者の意思状態もしくは態度という事実が「過失」に当たるかどうか、という法律判断を伴うものである(垂水裁判官の補足<sup>意見</sup>・四七七頁)。それは、決して、単なる事実判断ではない。かといって、純粹の法律判断(法の解釈)でもない。それは、事実面を有すると同時に法律面をも有するもの、換言すれば、事実と法の混合領域にあるもの、の判断である。その何れの面を強調して、司法審査権の限界とするかは、準司法的機関たる海難審判庁の「適性」と「信頼性」とに対する評価いかにかかる問題である。それはともかくとして、本件裁決が、単なる事実の確

認でないことは、疑いないところである。

もちろん、「過失そのものは法律関係の発生変更消滅の要件事実の一であるに過ぎずそれ自体が権利義務その他法律関係を成すものではない。」（いわゆる洞爺丸遭難事件の東京高等裁判所の判決。東京高等昭和三五年（行ナ）第二一号・昭和七カ月前に出されたこと）。しかし、その一であるに過ぎない要件事実が、今日の刑事、民事その他のあらゆる法分野で、極めて大きな役割を荷い地位を占めていることを看過してはならない。ある場合には、過失ありと認定された者の法律上の地位に、決定的な影響を及ぼすことさえある。本件の場合がまさにそうである。けだし、業務上の過失なる一事でもって、被上告会社の人格権たる名与・信用という、法律上の地位に変動が生ずるものであることは、後に述べるとおりだからである。

さらに、過失が一の要件事実に過ぎない、という考え方の根底には、過失を、権利義務その他法律関係自体から區別して、後者のみが、権利保護の利益（＝訴の利益）という場合の「権利」である、というような理解があるように思われるのであるが、しかしこれは、余りに民事実体法上の権利概念にとらわれた考えであるといわざるを得ない。行政訴訟における権利保護という観点からは、公の権力が、私人に対して、過失という法・事実的なものを認定したこと、そのこと自体に因って生じた法律関係について、それが、国家によって保護されるべき生活上の法的利益であるかどうかを、判定すべきだからである。

次に、第二点についてみると、被上告会社の法律上の地位になんら影響を及ぼすものではない、とか、かかる裁決を判決で取り消すことは全くナンセンスに近いものである、とか結論づけるのは、妥当でない。多数意見及び補足意見は、いわゆる「確認行為」の対象が、具体的権利義務ではなくて事実であることを強調する余り、公の権力が、その法・事実的なものを認定したこと、そのこと自体に因って、同時に、被上告会社の法律上の地位にどのような変動が生じたかを看過している。すなわち、本件裁決の内容が、被上告会社の「信用上、営業上多大の不利益を招来するお

それのあるものであること」(四九頁)については、一言も触れておられないのである。

第一に、少数意見の河村裁判官は、次のように述べられる。「凡そ行政庁が公の權威を以て特定の法律事実又は法律關係の存否を確定して、これを公に宣言する行為は、たとえその確認行為の対象が或具体的な權利義務自体でなく、その基礎となるべき法律要件、事実、に過ぎないものであつても、それが同時に、國民の權利義務又は法律上の地位に影響を及ぼすものと認められるものである限り、その法律的判断の争いは原則として抗告訴訟の対象となるものと解するを相当とする。」(四九三頁、傍点は筆者)と。本件の裁決行為は、講学上、いわゆる「確認行為」といわれるもので、準法律的行政行為の一であるが、かりに、本件裁決が、事實の認定を対象としているが故に事實行為であるとすると、事實行為が一面で法行為としての性質をもつ場合には、「法行為としての性質に着目して、行政行為として扱ふべきである。」(雄川一郎・行政争訟法(一九五七)七八頁、傍点は筆者)ことはいうまでもないことであるから、——本件の場合は、これと全く同じ場合ではないが、考え方としては、これを転用できるのであつて——、たとえ、事實を確認する行為(過失のもつ法律面は、ここでは一応度外視して)であつても、それが同時に、國民の權利義務又は法律上の地位に影響を及ぼす面をも持つ行為であるならば、後者の面に着目して、これを行政処分として扱うことが妥当といふべきではなからうか。右に述べた「法・事實行為」について、結局は、事實的性質の側面よりも法的性質の側面を重視するといふのも、ひっきょう、國民の權利保護の観点から考慮するといふことに外ならないのであつて、このような態度は、行政訴訟の場合は、民事訴訟の場合と違って、特に堅持さるべきものでと考える。

第二に、河村裁判官は、また、次のように述べられる。「被上告人は第一に營業上の信用に多大の影響を受けることを見のがすことはできない。いうまでもなく、法人についても名聲、信用等社会より正当に受くべき評価は、名譽權として保護せらるべき法益であること疑いを容れないところであるから、本件のように公の權力で業務上の過失を宣言された場合もしもその判断に誤りがあるとすれば、これにより被上告人はその名譽權を侵害されたものといふこ

とができるであろう。」（四九四頁、（傍点は筆者））と。本件被告会社が、不利益な立場に立たされるのは、なにも、民事の損害賠償事件や刑事事件においてだけではない。まさに、商取引における信用の失墜（五〇五頁）（五〇五頁）という精神的苦痛において、法律上不利益な立場に立たされるのである。

成田教授は、「一般に、営業上の信用を失墜させる行為が民法上の不法行為を構成したり、不正競争防止法によって差止めや損害賠償請求の対象になったりすることはありうる。その意味で、営業上の信用の失墜ということが全く法律上保護されるに価しない利益だというわけにはゆかない」と認められながらも、しかし、「少なくとも、現在のわが国では、抗告訴訟との関連においては、かかる不利益は事実上の不利益であって、法律上保護された利益とはいがたいように思われる。」（成田・前掲法律のひろば）（一〇九頁、傍線は筆者）とされる。

しかし、「物理的な損害のみが侵害される法益」ではなく、「賠償責任又は刑事責任のみが、法律関係に変動を生ずるもの」ではないのである。「営業の中核たる信用なる法益を内容とする名誉権に、変動を及ぼすもの」と解して、このような裁決をも、抗告訴訟の対象となり得る行政処分と解するのが妥当である（西島彌太郎・判例批評・民商法（西島彌太郎・判例批評・民商法雑誌四五卷五号（一九六二）七一一頁。本誌で批評されている判例は、いわゆる洞爺丸遭難事件の最高裁判決である。同教授の本件最高裁判決の判例批評は、同じ民商法雑誌の四五卷四号（一九六二）四八六頁以下参照。いずれの批評においても、同教授は、高等海難審判庁の裁決例の実際から、海事法の分野に至るまでの考察を通じて、特異の考えを展開され、海難裁決すべてが、法五三条の出訴の対象となり得るものであることを論証される。折角、「全く法律上保護されるに価しない利益だというわけにはゆかない」とされるなら、わが国の抗告訴訟との関連においても、「法律上保護された利益」であると、卒直に認める方が、なによりも人格権を尊重する好ましい態度であり（この点、西島・前掲五号七一―七二頁、（三頁は、人格権に対する社会感情のどんまを指摘し））、新憲法が、行政庁の違法な処分に対して、広く出訴の途を開いた趣旨を全うするゆえんであるうし、さらに、最近の判例の動向に沿うゆえんでもあろう。

(2) 最後に、不告不理の原則との関係であるが、この点については、海難審判手続が、この原則をとっていることには、大方の異論はない（若干異論をとる上告理由については、五〇三頁参照。本文では一〇一頁）。

ただ、すべての海難裁決に、この原則が適用されるか

について、意見が分かれる。しかし、意見が分かれるといっても、この原則の適用される海難裁決は、行政処分たる効力を有するものに限る、とする点では一致しているのであるから、結局は、いずれの裁決を行政処分とするか、によって異なるわけである。この点を多数意見にみると、被上告会社に、弁明の機会を与えずにその過失を主文で認めただのは、「妥当でないともいうことができる。」とはなほだ同情的である。しかしながら、本件裁決が、行政処分たる効力をもたないということから、「本件裁決を違法として取り消すべき理由にはならない」(四七頁)、とされるのである。この叙述は、もし本件裁決が、右に述べたように、行政処分であるということになれば、不告不理の原則に反するとして、本件裁決が、取消されることがあり得ることを示していると思われる一方、誠に歯切れの悪い趣旨のものである。成田教授は、「この点に関する多数意見の論旨は、やや不明確である」(成田・前掲法律の)とされる。この論旨の不明確さは、しかし私には、多数意見が、行政処分の意義を狭く解して、余りに理論的に割切ったために、本件における具体的に、妥当な解決を失っていることの証左であるように思われるのである。

二 以上述べたように、私は、本件裁決が被上告人に与える不利益は、法律上のものであって、本件裁決は、抗告訴訟の対象となり得る行政処分であると結論づけたのであるが、かりに一步譲って、本件裁決によって受ける不利益が、事実上のものであるとしても、なお、その利益は、被上告会社にとって、具体的な個人的利益であり、しかも被上告会社は、当該過失判断が誤っていた場合には、このことによって直接且つ重大な損害をこうむることになる、という観点から、本件訴訟の訴の利益ないしは原告適格を認める余地は、十分あると考える。

(1) まず、事実上の不利益であるが、これは第一に、右に述べた営業上の信用の失墜という不利益があり、第二に、「本件海難に係りのある損害賠償請求の訴訟事件等において、事実上尊重される」(四七頁)、という不利益がある。もとより、この事実上の尊重ということに対する評価には、「鑑定人の鑑定書程度」(成田・前掲法律の)・「一の

証拠資料」(四七)・「一応の推認」(四七)、ということから、「裁判のための好個の参考意見」(四八)、そして「十分に権威ある裁決」(四九)・「極めて権威あ(って)重要な証拠」(四九)、へとその見方の軽重があるが、事実上の不利益があるという点では異論はないのである(谷口・前掲)。さらに、当該分野の専門的・技術的知識につき権威ある者からなる行政庁によって訴訟手続に類する慎重な手続の下になされる準司法的判断、という点では、「実質的な証拠」の条項を有する独占禁止法等におけるとは、ほぼ同じような考え方が、とられて然るべきだと考えるから(この点につき、兼子一・審決の司法審査・岩松裁判官還暦記念(一九五六)・四五七頁以下、特に四六二頁、四六四頁。なお本件事件を契機として、ひろく「行政審判の事実認定に対する司法審査」を取扱うものとして、綿貫芳源・同題・警察研究三二巻、八号・一二号(一九六一)、三三巻一〇号(一九六二)、三四)、事実上尊重される不利益の程度は、かなり大きいとみて差支えないと考える。三巻一〇号(一九六三)がある。

もとより、この「実質的な証拠」の条項は、「審決又は裁決の取消しを求める場合にしか働きえないのであって、損害賠償請求事件のような他の民事事件には無関係だから」、当該条項の有無にかかわらず、「審判庁の裁決を…一応尊重することはあっても、裁判所は、いささかもこれに拘束されるものではない。」(成田・前掲法律のひろば(二)・二〇頁註(2)と一九頁)、という指摘は正しいのであって(三)、ここでは、この指摘を前提としながら、「過失」概念や相当因果関係の、大体の定型性・共通性に着目しての立論であることを述べておきたい。

(2) 次は、不告不理の原則との関連である。この場合、右に述べたような事実上の不利益が、まさに、当人(被上告会社)の関与しない手続において生じた、という点から考えてみるのである。すなわち、本件原審判決の場合、訴訟要件としての訴の利益の判断と、本案である不告不理についての判断とが別個になされ、前者を肯定した上で後者に進むという過程をとっているのであるが(もちろんこれは正しいのであるが)、この思考過程をとる限り、前者が肯定されなければ、後者もまた肯定されない、ということにならざるを得ない(多数意見、補足意見)。しかし、本件が、他の事件に比べて極めて複雑であり特色があるのは、主文で過失を認定された者が、審判手続に一回も参与していな

い、というところにあるのであるから(この点、洞爺丸遭難事件とは大きな違いである)、その受ける不利益が、具体的個人的で、しかも違法処分によって、重大且つ直接の損害を受けたという点から、訴の利益ないし原告適格を認めるのである。この場合、被告会社は、一度も弁明の機会を与えられなかったということは、誰の眼にも明らかなことであったのであるから、事実上の不利益の存在と、弁明の機会の不存在とを、相互的に結びつけて考えることもできるのではないだろうか。ちなみに、本件は、客観的訴の利益の判断と主観的訴の利益としての当事者(原告)適格の判断とが表裏一体をなしている、「密接に結合している」、場合である(須貝脩一・行政処分取消訴訟の原告適格・法学) (なお、河村(大)裁判官の見解参照、四九四頁―五)。(なお、誤って過失と認定したことが、弁明の機会を与えなかったことに因るかどうかが、の問題もあるが、ここでは、これ以上触れない)。

(3) 被告の受ける不利益が、事実上のものであっても、以上のような一定の要件のもとで、訴の利益ないし原告適格を認めることはできないか、という問題提起は、当然のことながら、そもそも、こういう考えが認められるかどうかの吟味を必要ならしめるものである。

この点については、このような問題を肯定するのが、最近の判例の傾向であることは、つとに指摘されるところである(最高裁判所事務総局・行政事件訴訟十年史(一九六一)一一―二頁以下)。もとより、かかる傾向の背後には、「行政救済」とともに「行政統制」の面も考慮されているのであって、その要件の絞り方いかんでは、民衆訴訟(行政事件訴訟法五条参照)との区別がいまいになり、ひいては、司法権の行政権に対する過度の干渉に陥り、「訴訟の事件性」を放棄するおそれも十分考えられるところである。この点を考慮して、両者の区別の基準を、「当該利益が民衆訴訟におけるごとく一般抽象的なものではなくして、具体的個人的利益で、しかも『直接且つ重大』な損害の有無に求める」のであり、この場合、その訴訟の性質は、純然たる抗告訴訟でもないという意味において、カテゴリーとしては、第三種(第二種?)の抗告訴訟とでもいうのが適切で

あるかも知れない。」、という説明がなされるのである（渡部・法曹時報一四卷三）（この解説の行なわれた事件は、第三者に対衆浴場営業者が、その処分が無効確認を求めたときのもので、訴の利益の有無に関するものである。注（二）参照。本件海難事件が、当件公衆浴場営業事件と同じようにみられるかどうかという問題もあるが、この点は、第三者の利益に影響を及ぼす「行政庁の行為」が存したという点では、同）。行政事件訴訟法は、第九条で、取消訴訟の原告適格を、「当該処分又は裁決の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者」に限っているのであるが、このような規定の趣旨から、右のようなカテゴリの抗告訴訟が認められるかどうか、また、行政処分の違法是正という「行政統制」の面をどの程度まで認めるか、等については、今後、より徹底した理論的な検討が求められる（以上、園部逸夫・判例批評・民商法雑誌）（四七卷二号（一九六二）二九四頁参照）であろうが、ここでは、以上のような問題提起に止めたい。

（一）この考えは、最高昭三七・一・一九第二小法廷判、昭三三（オ）七一〇号、民集一六卷一号六一頁における、池田克裁判官の補足意見である。

（二）谷口・前掲七頁は、裁判所が、海難審判の結果になんら拘束されない判例として、最高昭三一・六・二八第一小法廷判、昭三〇（あ）三九九五号、刑集一〇卷六号九三九頁を引用するが、これは、裁決の「理由」中で、受審人の所為には過失があったものとは認めない、としてあったのを、裁判所は、この「理由」中の裁決判断に拘束されることなく、この受審人を罰金参千円に処した事件であるから、本件のように、「主文」で判断された場合と同一に論ぜられるかは、疑問である。もっとも、多数意見のように、主文中であれ理由中であれ、その記載された部位によって効力に変わりはない、という考えをとるならば別である。

（三）もっとも、現在の海難審判制度、およびこれを反映しての裁決（主文）の異例性が、根本的にはあるのであって、この点は、垂水裁判官の分析と西島教授の把握とが根本においては一致しながら、その強調のしどころによって、結論が、全く異なつた方向において出されていることによっても示される。

本文に掲げられた以外の文献

田中真次・ジュリスト二二五号（一九六一）二六頁。

同　　・法曹時報一三卷五号（一九六一）九九頁。

白石健三・ジュリスト行政判例百選（一九六二）一八七頁。